

支給対象者診断チャート

平成27年度分の
住民税が課税されますか。

はい

いいえ

平成27年度分の住民税が
課税されている方に**生活の面倒**を
見てもらっていますか。(扶養されていますか。)

はい

いいえ

生活保護を受けていますか。

はい

いいえ

臨時福祉給付金(6千円)の支給対象となる可能性があります。

※臨時福祉給付金の支給対象か否かにかかわらず、中学校3年生までのお子さんがある方は、
「子育て世帯臨時特例給付金」(対象児童1人につき3千円)を受け取ることができる可能性があります。

お問い合わせ先

ご不明な点は、

「厚生労働省専用ダイヤル **0570-037-192**」または

「申請先の市町村」へお問い合わせください。

カクニンジャ 検索



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)の
「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

平成26年4月の消費税率引上げに伴う影響を緩和します。

確認じゃ! 給付金。

平成27年度
臨時福祉給付金

支給対象者
住民税が非課税の方

課税者の被扶養者や生活保護受給者等は除きます。

1人につき6,000円

- 平成27年1月1日時点で
お住まいだった**市町村へ申請が必要**です。
- 市町村ごとに**申請期間が異なります**。

申請じゃ!

確認じゃ!

ボクも?

ワタシも?



カクニンジャ

お問い合わせ先

厚生労働省専用ダイヤル:



0570-037-192

9時~18時(平日のみ。ただし、8月1日~12月20日は土日祝も開設。)



カクニンジャ 検索

支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されない方

※ただし、
・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
（住民税において、課税者の扶養となっている場合）
・生活保護制度の被保護者となっている場合 など
は除きます。

※子育て世帯臨時特例給付金（対象児童1人につき3,000円）の支給対象となる方も、
上記を満たせば臨時福祉給付金の支給対象になります。
（2つの給付金を受け取ることができます。ただし、それぞれ申請が必要です。）

〔参考〕住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

（給与所得者）

区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）
単身	1 0 0 万円
夫婦	1 5 6 万円
夫婦子1人	2 0 5 . 7 万円
夫婦子2人	2 5 5 . 7 万円

（公的年金等受給者）

区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）
単身	6 5 歳以上 1 5 5 万円
	6 5 歳未満 1 0 5 万円
夫婦	6 5 歳以上 2 1 1 万円
	6 5 歳未満 1 7 1 . 3 万円

※生活保護基準の1級地（東京都23区等）における非課税限度額

支給額

1人につき **6,000 円** ※支給は1回です。



よくあるご質問

Q. 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A. 例えば、
●ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
●ご自身の給与や年金の収入が上の〔参考〕の非課税限度額を超える場合
には、基本的に住民税が課税されています。

申請方法

- 臨時福祉給付金を受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**
- 申請先は、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村です。**
（平成27年に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。）
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。**
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページをご確認ください。**

申請方法例（下記の方法は一例です。詳細は各市町村へご確認ください。）

1 申請書を入手

給付金を受け取るためには、申請が必要です。
平成27年1月1日時点で住民票がある市町村（申請先）から
申請書を入手してください。

2 申請書に記入

申請書に必要事項を漏れなく記入してください。

3 申請書を提出

申請書の記入、必要書類の添付が終わったら、申請受付期間内に市町村へ
郵送するか、市町村の窓口へ直接提出してください。

4 給付金の受取

支給要件を満たした方は、申請書に記載した指定口座に入金されます。
※口座を持っていない方などは、申請先の市町村へご相談ください。

Q. 基準日（平成27年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合の
給付金の受取はどうなりますか？

A. 基準日（平成27年1月1日）時点で住民票がある市町村へ申請する必要があります。
給付金は、申請先の市町村から支給されます。
※平成27年1月2日以降に市町村の区域を越えて引っ越した場合は、
申請先が現在お住まいの市町村と異なりますので、ご注意ください。